

(別紙7)

資料整備委員会内規

(設置)

第1条 九州大学農学部生物資源生産科学コース生物生産環境工学分野の九州大学農業土木プログラムに、資料整備委員会を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、学内外に JABEE プログラムの内容を適切に情報発信するため、各種資料を収集・整備し、開示する。

(組織)

第3条 委員会は、JABEE プログラム授業担当教員をもって組織する。

(実施の細則)

第4条 本規則の運用に必要な細則は、別途に定める。

(規則の改正)

第5条 この規則の改正は、「分野を考える会」の議を経なければならない。

付 則

この規則は平成 17 年 6 月 30 日より施行する。

この規則は平成 23 年 4 月 1 日から改正施行する。